

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価 （保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに<u>健全な安全文化を育成及び維持するための活動</u>を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 （2）内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに<u>健全な安全文化を育成及び維持するための活動</u>を統括する（内部監査室に限る。）。 （中略） （4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人材育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに<u>健全な安全文化を育成及び維持するための活動</u>を統括する（内部監査室を除く。）。 （中略） （6）原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び<u>施設管理</u>に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。 （中略） （2）<u>所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</u> （中略） （6）安全総括グループは、<u>事業者検査</u>の総括に関する業務を行う。 （中略） （14）放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。 （中略）</p>	<p>[添付書類五] 1. 設計及び運転等のための組織 （中略）原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これら組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 （中略） 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において業務を遂行する。 （略）</p> <p>[添付書類八] 13.2 保安管理体制 原子力発電所の安全確保に係る基本的な事項について審議するため、本店組織として原子力発電保安委員会を設ける。 発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、防災安全部、品質・安全部、技術総括部、ユニット所長、運転管理部、保全部、柏崎刈羽原子力人材開発センターをもって構成する。さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的な重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。</p> <p>[本文] 十一 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 （1）社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。 a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d) 関係法令を遵守すること。 5.5.3 管理者</p>	<p>・設置許可記載の組織は設置許可変更当時のものであるが「組織は、保安規定で明確にしており、この組織において業務を遂行する」の記載と保安規定記載は整合している。</p> <p>・添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが、設置許可の記載は設置許可変更当時の組織・職務であり、保安規定記載は現組織・職務に合わせて変更されている。</p> <p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(19) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち<u>保全</u>作業の管理に関する業務を行う。 (中略) (22) 保全総括グループは、原子炉施設の<u>施設管理</u>の総括に関する業務を行う。 (23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (25) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る<u>施設管理</u>並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。 (26) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (27) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (28) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の保守の総括、<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (中略) (31) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (32) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。 (33) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (34) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。 (35) <u>モバイル設備管理グループは、電源機能等喪失時に必要となる可搬式設備に係る施設管理に関する業務を行う。</u> (36) <u>コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</u> (37) <u>発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (中略) (6) 各GMは、グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 (7) グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e) 関係法令を遵守すること。 (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。 5.5.4 組織の内部の情報の伝達 (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 8.2.4 機器等の検査等 (中略) (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 運転管理</p> <p>（非常用炉心冷却系その1） 第39条 [6号炉及び7号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉隔離時冷却系※2及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、高圧炉心注水系、低圧注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 運転評価GMは、定事検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項及び高圧炉心注水系、低圧注水系（格納容器スプレイ冷却系）、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認する。※1</p> <p>（中略）</p> <p><u>※2：原子炉隔離時冷却系については、原子炉起動時における試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ホ. 原子炉冷却系統施設の構造及び設備 (ハ) 非常用冷却設備 （中略） c. 原子炉隔離時冷却系 この系は、給水系が喪失した場合に原子炉水位を維持するための設備であるが、その他に非常用炉心冷却系としての機能を持たせたものであり、主要設備については、 (二)、(2) 原子炉隔離時冷却系に記述する。 （中略） (二) その他の主要な事項 その他主要な設備として、以下のものを設置する。 (2) 原子炉隔離時冷却系 この系は、原子炉停止後、なんらかの原因で給水系が停止した場合に原子炉水位を維持する機能の他に非常用炉心冷却系としての機能を持たせた設備であり、原子炉蒸気の一部を用いたタービン駆動ポンプにより、復水貯蔵槽水又はサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉に注水する。 ポンプ台数 1 ポンプ容量 約 180m³/h ポンプ揚程 約 190m～約 900m</p> <p>[添付書類八]</p> <p>5.工学的安全施設 5.2 非常用炉心冷却系 5.2.4 主要設備 5.2.4.3 原子炉隔離時冷却系 原子炉隔離時冷却系は、蒸気駆動タービン1台、タービン駆動ポンプ1台、配管・弁類及び計測制御装置からなり、冷却材喪失事故時には、低圧注水系、高圧炉心注水系及び自動減圧系と連携して、炉心を冷却する機能を有する。 本系統は、原子炉水位低（レベル1.5）又はドライウェル圧力高の信号で作動を開始し、第6.4-1図に示すように復水貯蔵層の水又はサブプレッション・チェンバのプール水を給水系を經由して圧力容器へ注水する。水源は、第一次水源として復水貯蔵層の水を使用するが、復水貯蔵層の水位が設定値より下がるか、サブプレッション・チェンバのプール水位が設定値より上がると第二次水源のサブプレッション・チェンバのプール水に自動的に切り替わるようになっている。 なお、本系統は、「6.原子炉補助設備」に記載する復水・給水系からの給水喪失時に原子炉水位の異常低下を防止し水位を維持する機能も併せ持っている。</p>	<p>・本変更は、設置許可記載の運転範囲、機器仕様（台数、容量、揚程）等を変更するものではなく、保安規定記載は、これらに整合している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明														
	<p>(中略)</p> <p>第 5.2-1 表 非常用炉心冷却系主要機器仕様</p> <p>(3) 原子炉隔離時冷却系ポンプ</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 190m³/h</td> </tr> <tr> <td>全揚程</td> <td>約 190m～約 900m</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>6.原子炉補助設備</p> <p>6.4 原子炉隔離時冷却系</p> <p>6.4.4 主要設備</p> <p>(中略)</p> <p>この系は、原子炉水位低の信号による自動起動のほかに、中央制御室からの手動操作によっても運転が可能であり、原子炉圧力が約 80kg/cm²g から約 10 kg/cm²g の範囲で運転することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>6.4.5 試験検査</p> <p>現地据付後、個々の動的危機の作動試験及び系統機能試験を行い、系統に要求される機能が十分発揮できることを確認する。</p> <p>また、本系統は、その運転可能性を確認するために定期的に試験を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>第 6.4-1 表 原子炉隔離時冷却系主要機器仕様</p> <p>(1) 蒸気タービン</p> <table border="0"> <tr> <td>形式</td> <td>背圧式</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(2) ポンプ</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 190m³/h</td> </tr> </table> <p>第 6.4-1 図 原子炉隔離時冷却系系統概要図 [略]</p>	台数	1	容量	約 190m ³ /h	全揚程	約 190m～約 900m	形式	背圧式	台数	1	台数	1	容量	約 190m ³ /h	
台数	1															
容量	約 190m ³ /h															
全揚程	約 190m～約 900m															
形式	背圧式															
台数	1															
台数	1															
容量	約 190m ³ /h															

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{*1}で確認する。</p> <p><u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・保安規定審査基準の記載 <u>「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで</u> 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。」の記載と保安規定記載は整合している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>（使用済燃料の貯蔵） 第85条 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料（以下、<u>照射された燃料を含む。</u>）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 （中略） <u>（5）使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</u></p> <p>2. 燃料GMは、使用済燃料中間貯蔵施設で使用する貯蔵容器に使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。 （1）実用炉規則第89条第2項第2号に基づき、使用済燃料を選定すること。 （中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 （ロ）核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 （2）使用済燃料貯蔵設備 A.6 号炉 a. 構造 使用済燃料貯蔵設備（1号、2号、5号及び6号炉共用、既設）は、使用済燃料を水中の貯蔵ラックに入れて貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料プール）であり原子炉建屋原子炉区域内に設ける。 使用済燃料プールは、使用済燃料プールの上部に十分な水深を確保するとともに、燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を設ける。 使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない構造とする。 また、使用済燃料プールには、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに使用済燃料プール水を浄化するため、燃料プール冷却浄化系を設ける。さらに、残留熱除去系を用いても、燃料プール水の冷却及び補給が可能な設計とする。 b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約390%相当分 （1号、2号、5号及び6号炉共用、既設） B.7 号炉 「6号炉」を「7号炉」に読かえる他は、6号炉と同じ。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助設備 6.1 燃料取扱及び貯蔵設備 6.1.3 主要設備 （4）使用済燃料プール 燃料プール（6号炉原子炉区域内1号、2号、5号及び6号炉共用、既設）は、6号炉の約390%炉心分の燃料の貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱ができるスペースをもたせる。壁の厚さは遮へいを考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。燃料プールの水深は約11.5mである。また、著しい破損燃料集合体は、燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。 なお、燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料を貯蔵できる容量を確保する。 また、常用の補給機能が喪失した場合には、残留熱除去系を用いて、燃料プール水を補給する。</p>	<p>・本変更は、設置許可記載の「著しい破損燃料集合体は、～収納する」の記載に整合している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ燃料プール水温及び燃料貯蔵ラック内燃料位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>燃料プール水の漏えいを防止するため、燃料プールには排水口を設けない。万一の燃料プール水の漏えい、又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、漏えい水検出器、燃料プール水位検出器及び燃料プール水温度検出器を設け、異常が検出された場合には中央制御室に警報を出す。</p> <p>また、燃料プール水の補給に復水貯蔵槽水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブプレッション・チェンバのプール水を補給する。</p> <p>キャスク・ピットは、燃料プールの横に別個に設け、万一のキャスクの落下事故の場合にも、燃料プールの機能を喪失しないようにする。</p> <p>なお、新燃料を燃料プールに一時的に仮置することもある。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u> <u>第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ．原子炉施設の一般構造</p> <p>(ロ) その他の主要な構造</p> <p>(1) 本原子炉施設は、以下の基本的方針の下に安全設計を行い、</p> <p>「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針について」、「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針について」、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について」、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針について」、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針について」、「発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針について」等に適合する構造とする。</p> <p>a. 平常運転時、周辺監視区域外の公衆、放射線業務従事者等に対し、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量当量限度を超える放射線被ばくを与えないようにする。</p> <p>更に、設計に当たっては、発電所周辺の公衆に対し、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について」に定められている線量目標値を超える放射線被ばくを与えないように努める。</p> <p>b. 原子炉施設は、設計、製作、建設、試験、検査を通じて信頼性の高いものとし、運転員の誤操作等による異常状態に対しては、警報により運転員が措置し得るようにするとともに、もし、これらの修正動作がとられない場合にも、原子炉固有の安全性並びに安全保護系等の動作により、重大な事故に発展することがないように設計する。</p> <p>c. 燃料から放出される放射性核分裂生成物が発電所周辺に放散されることを防ぐための防壁を多重に設け、万一事故が起こった場合にも発電所周辺の公衆の安全を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。</p>	<p>・本変更は、設置許可記載の発電所周辺の公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載に整合している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方 (中略)</p> <p>更に、発電所周辺の一般公衆の受ける線量当量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 (中略)</p> <p>1.2 具体的方法 (1)本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気設備、放射線管理施設及び廃棄物処理設備を設計し、運用する。 (中略)</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.6 放射性廃棄物の放出管理 発電所外に放出される気体及び液体廃棄物は、以下に述べるように厳重に管理を行い、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示」（第9条）に定める値を超えないようにする。 (略)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明												
<p>第7章 放射線管理</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u> <u>第102条 放射線安全GMは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 (6)で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i) 空間放射線量等の監視 空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリング・ポストによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。 (ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.6 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、更に、異常がないことの確認に資するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性粒子濃度の測定は、下表に示すように行う。</p> <table border="1" data-bbox="958 981 1697 1326"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量</td> <td>1回/3箇月</td> <td>・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリング・ポイントを設定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>・周辺監視区域境界付近にモニタリング・ポストを設置 ・中央制御室で常時監視</td> </tr> <tr> <td>放射性粒子濃度</td> <td>常時</td> <td>・敷地境界付近にダスト・モニタを設置 ・全β線測定値を記録する ・フィルタを定期的に回収し核種分析測定する</td> </tr> </tbody> </table>	測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回/3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリング・ポイントを設定	空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリング・ポストを設置 ・中央制御室で常時監視	放射性粒子濃度	常時	・敷地境界付近にダスト・モニタを設置 ・全β線測定値を記録する ・フィルタを定期的に回収し核種分析測定する	<p>・本変更は、設置許可本文及び添付書類九に記載される、発電所周辺地域での空間照射線量の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載に整合している。</p>
測定対象	測定頻度	測定点及び監視												
空間放射線量	1回/3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリング・ポイントを設定												
空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリング・ポストを設置 ・中央制御室で常時監視												
放射性粒子濃度	常時	・敷地境界付近にダスト・モニタを設置 ・全β線測定値を記録する ・フィルタを定期的に回収し核種分析測定する												

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>3.2 環境試料の放射能監視 周辺環境試料の放射能監視は、次のように行う。 環境試料の種類：海水、海底土、土壌、陸上植物、牛乳、海洋生物 頻 度：原則として年1～4回とする。 測定核種：核分裂生成物である、ヨウ素（I-131）、セシウム（Cs-137）及び腐食生成物であるコバルト（Co-60）に重点をおく。 なお、試料の分析は当社施設で行う。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理 <u>（施設管理計画）</u> 第107条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 用語の定義 <u>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u> <u>工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</u> <u>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</u></p> <p>2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の施設管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 （中略）</p>	<p>[添付書類八] 13.運転保守 13.7 保守管理 原子炉施設の保守は、保安規定に定める保守管理計画に基づき、所定の計画と適切な手順に従って、原子炉施設の安全の確保を妨げることがないように行う。</p>	<p>・本変更は、設置許可の施設管理（保守管理）に係る記載に整合している。（設置許可には保安規定に定める事項を遵守することを記載している。）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(中略)</p> <p>5. <u>施設管理の重要度</u>の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）</u>と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。 (中略) (4) <u>設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u> (5) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a) プラントレベルの保全活動管理指標 (中略) i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・<u>手動</u>スクラム回数 (中略) b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 (中略) ii. 非待機（UA）時間※1 ※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び非待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ。）。 (中略)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b) <u>設計及び工事の計画</u>（7.2 参照）</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5.の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査^{※2}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>7.2 <u>設計及び工事の計画</u>の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、<u>安全上重要な機器及び構造物^{※3}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>※3：安全上重要な機器及び構造物とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器及び構造物をいう。</u></p> <p><u>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</u></p> <p>（中略）</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7.で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮している状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</u></p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(中略)</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. <u>構成管理</u></p> <p>組織は、<u>施設管理</u>を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) <u>設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p>(2) <u>施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</u></p> <p>(3) <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																								
<p>第11章 記録及び報告</p> <p>（記録）</p> <p>第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成（表120-1の1.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1" data-bbox="203 592 925 1436"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 592 506 647">記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th data-bbox="506 592 645 647">記録すべき場合※1</th> <th data-bbox="645 592 925 647">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 647 506 751">1. 使用前確認の結果</td> <td data-bbox="506 647 645 751">確認の都度</td> <td data-bbox="645 647 925 751">同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="203 751 925 791" style="text-align: center;">（中略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 791 506 895">3. 保全の結果（安全上重要な機器及び構造物※2は除く）及びその担当者の氏名</td> <td data-bbox="506 791 645 895">実施の都度</td> <td data-bbox="645 791 925 895">保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 895 506 1078">4. 安全上重要な機器及び構造物※2の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む※3）及びその担当者の氏名</td> <td data-bbox="506 895 645 1078">実施の都度</td> <td data-bbox="645 895 925 1078">保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1078 506 1182">5. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</td> <td data-bbox="506 1078 645 1182">実施の都度</td> <td data-bbox="645 1078 925 1182">確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1182 506 1318">6. 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td data-bbox="506 1182 645 1318">実施の都度</td> <td data-bbox="645 1182 925 1318">不適合管理、是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1318 506 1436">7. 保全の有効性評価、施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td data-bbox="506 1318 645 1436">評価の都度</td> <td data-bbox="645 1318 925 1436">評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	（中略）			3. 保全の結果（安全上重要な機器及び構造物※2は除く）及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器及び構造物※2の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む※3）及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	7. 保全の有効性評価、施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設	<p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.10 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・本変更は、設置許可の記録に係る記載と整合している。</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間																								
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																								
（中略）																										
3. 保全の結果（安全上重要な機器及び構造物※2は除く）及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																								
4. 安全上重要な機器及び構造物※2の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む※3）及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																								
5. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																								
6. 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																								
7. 保全の有効性評価、施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設																								

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
		<u>管理実施計画</u> の改定までの期間	
(中略)			
<u>28. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合には5年間）</u>	
(中略)			
(中略)			
※2： <u>安全上重要な機器及び構造物</u> とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。			
※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法 <u>第43条の3の8</u> （変更の許可及び届出等）、 <u>第43条の3の9</u> （設計及び工事の計画の認可）、 <u>第43条の3の10</u> （設計及び工事の計画の届出）及び <u>第43条の3の11第3項</u> （使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。			
※4：「警報装置から発せられた警報」とは、 <u>技術基準規則第47条第1項及び第2項</u> に規定する範囲の警報をいう。			
<u>表120-2</u>			
<u>記録（実用炉規則第14条の3及び第57条に基づく記録）</u>	<u>記録すべき場合</u>	<u>保存期間</u>	
<u>1. 使用前事業者検査の結果</u> (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u>	<u>検査の都度</u>	<u>当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間</u>	
<u>2. 定期事業者検査の結果</u> (1) <u>検査年月日</u>	<u>検査の都度</u>	<u>その発電用原子炉</u>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
<u>(2) 検査の対象</u> <u>(3) 検査の方法</u> <u>(4) 検査の結果</u> <u>(5) 検査を行った者の氏名</u> <u>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> <u>(7) 検査の実施に係る組織</u> <u>(8) 検査の実施に係る工程管理</u> <u>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> <u>(10) 検査記録の管理に関する事項</u> <u>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</u>		施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	
表120-3**8			
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			
（中略）			
(2)力量及び教育・訓練又はその他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	
(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	
(4)業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	
(5)原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	
（中略）			
(12)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
(13)業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料（案）

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
（中略）				
(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、 <u>従前</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都 度	5年		
（中略）				
(23) <u>未然防止処置</u> の結果の記録	作成の都 度	5年		
※8：表120-1 <u>又は表120-2</u> を適用する場合は、本表を適用しない。				